

平成31年度の保険料率について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、健康保険組合の事業運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成31年度の保険料率につきましては、現行のとおり一般保険料率は100%に、介護保険料率は15%にそれぞれ据え置くことが平成31年2月25日開催の組合会で決定されましたので、下記のとおりお知らせします。

団塊の世代が後期高齢者に入り始める2022年から高齢者の医療費が急増し、後期高齢者支援金の負担はこれまで以上に増大すると考えられます。

平成31年度も限られた予算の中、加入者の皆様の健康の保持・増進のため、これまで以上に効果的、効率的な事業運営に努めますので、何卒ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 平成31年度保険料率について（※健康保険料率・介護保険料率ともに変更なし）

			平成31年3月分から (2019年5月7日納付期限)	平成31年2月分まで	使 途
健康保険料率			100.00/1000	100.00/1000	—
内 訳	一般 保険 料率	基 本 保険料率	51.868/1000	52.770/1000	当健康保険組合加入者の医療給 付等に充てる保険料
		特 定 保険料率	46.842/1000	45.930/1000	高齢者の医療を支える費用に充 てる保険料
	調整保険料率		1.290/1000	1.300/1000	全国の健康保険組合間の共同事 業に充てる保険料
介護保険料率			15.00/1000	15.00/1000	介護保険第2号被保険者（40 ～64歳）が負担する保険料

※各等級別の保険料額は、別紙1「健康保険・介護保険標準報酬および保険料額表（平成31年3月～）」を参照してください。

2 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成30年9月30日現在で、**34万円**となっており前年度と変更がありません。

この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が36万円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が34万円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

※任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、前年の9月30日現在における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を基に毎年度決めることとなっています。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。Tel06-4708-7451